

新見公立大学学則

平成22年4月1日

規則第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第2条)
- 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限(第3条—第4条)
- 第3章 学年、学期及び休業日(第5条—第7条)
- 第4章 入学、退学及び休学等(第8条—第20条)
- 第5章 教育課程及び履修方法等(第21条—第28条)
- 第6章 卒業等(第29条—第31条)
- 第7章 検定料、入学料及び授業料等(第32条—第33条)
- 第8章 教職員組織(第34条)
- 第9章 教授会等(第35条—第36条)
- 第10章 科目等履修生及び研究生(第37条)
- 第11章 賞罰(第38条—第39条)
- 第12章 附属施設(第40条)
- 第13章 専攻科(第41条—第49条)
- 第14章 雑則(第50条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 新見公立大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の趣旨に基づき、広く教養を高めるとともに、保健医療に関し、深く専門の知識と技能を教授研究し、良き社会人として、市民の生活と文化の向上、及び地域社会における保健、医療、福祉の増進と看護学の進展に貢献することを目的とする。

(学部における教育研究上の目的)

第1条の2 学部の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

健康科学部	豊かな教養と高い倫理性を養い、多面的な人間理解と専門的な基礎的知識・技術を身に付け、科学的思考に基づく判断力や創造力のある看護専門職として、地域及び国際社会に有為な人材を育成する。 1 教養を深め、感性を豊かに育み、社会の一員として
-------	---

	<p>自己成長のできる能力を養う。</p> <p>2 生命の尊重と人間の尊厳を基に、あらゆる世代の対象を多面的に理解し関わることのできる能力と態度を養う。</p> <p>3 看護学と関連諸科学に主体的に取り組み、人々の健康に関する諸問題を科学的に分析し、個別性のある総合的な援助活動が行える基礎的な能力を養う。</p> <p>4 社会の変化に柔軟に対応できる多様な価値観を認識し、看護専門職として生涯にわたり資質の向上を図ることのできる能力を養う。</p> <p>5 保健・医療・福祉に携わるチームの一員として、社会資源の活用と他職種との連携のもとに、広い視野で社会に貢献できる能力を養う。</p>
--	---

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
健康科学部	看護学科	60人	240人

(修業年限及び在学期間)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生の在学期間は、8年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を区分して、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 大学開学記念日

(4) 春期休業日 3月15日から3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めた場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(8) 18歳に達し、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 提出すべき書類、提出の時期及び方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(合格者の決定)

第12条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の審議を経て学長が行う。

(入学の手続及び入学の許可)

第13条 前条の合格者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程(平成22年規程第14号)に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第14条 学長は、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、教授会の審議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学する場合は、第10条から第13条までの規定を適用する。

(再入学)

第15条 第19条の規定により本学を退学した者で、本学に再び入学を希望するときは、学長は選考の上、教授会の審議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学する場合は、第10条、第11条及び第13条の規定を適用する。ただし、退学の日から1年以内に再入学する場合は、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程に定める入学料は、免除する。

(保証人)

第16条 入学(転入学等を含む。)を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、保護者又は独立の生計を営む成年の者でなければならない。

3 保証人は、学生の在学中、当該学生に関する一切の事項について責任を負うものとする。

4 保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったときは、保証人を補充しなければならない。

ない。

- 5 保証人の住所、氏名等に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2か月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由があるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第4条に規定する在学期間には算入しない。
- 6 学長は、第1項、第2項又は第3項の行為を行ったときは、次の教授会に報告しなければならない。

(復学)

第18条 休学期間中に復学を希望するときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第19条 学生が退学しようとするとき、又は他の大学に転学しようとするときは、理由書又は医師の診断書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、当該学生に対して退学を勧告することができる。
- 3 学長は、第1項又は第2項の行為を行ったときは、次の教授会に報告しなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に規定する在学期間を超えた者
 - (2) 第17条第4項に規定する期間を経過してなお修業できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者
 - (4) 死亡又は行方不明の届出がなされた者
- 2 学長は、前項の除籍を行ったときは、次の教授会に報告しなければならない。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第21条 本学において開設する基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の審議を経て臨時に授業科目を開設することができる。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修方法)

第23条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、学生は、第21条に定める授業科目について履修し、学科所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目の履修方法については、本学則に定めるもののほか、学長が別に定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等に関する規程は、学長が別に定める。

(学修の評価)

第25条 試験等の評価は、優、良、可及び不可の評語をもって表わし、優、良及び可をもって合格とし、不可は不合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、教授会の審議を経て学長が認定することができる。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学等以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものと認めた単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第28条 教育上有益と認めるときは、第13条第2項の規定により入学許可される前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により取得したものを含む。)及び文部科学大臣が別に定める学修において履修した単位で、本学における教育に相当する水準を有すると学長が認めた単位並びに第26条第1項及び前条第1項の規定により与える単位については、合わせて、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、教授会の審議を経て、学長が認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

- 2 第14条の規定により転入学又は第15条の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定するものとする。
- 3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、第4条に定める修業年限以上在学し、別表第1の定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。ただし、看護学科保健師教育課程選択者については、卒業認定に必要な単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第30条 前条の規定による要件を備えた者には、学長は、教授会の審議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 卒業した者には、新見公立大学学位規程(平成22年規程第61号)の定めるところにより次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
健康科学部	看護学科	学士(看護学)

(資格等の種類)

第31条 本学において取得することができる資格及び免許状等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 保健師国家試験及び看護師国家試験受験資格
- (2) 前号において保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、第29条の規定によるもののほか、保健師教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。
- (3) 保健師の免許取得後、申請により次の免許状等を取得することができる。
養護教諭2種免許状及び第1種衛生管理者免許
第7章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料等の額)

第32条 本学の検定料、入学料及び授業料等の額並びに納付方法については、別に定める。

(授業料の減免)

第33条 学業成績優秀な者であって、授業料の負担が困難と認められるものについて、別に定めるところにより、その授業料を減免することができる。

第8章 教職員組織

(組織)

第34条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 学長は、本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。

第9章 教授会等

(教授会)

第35条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織する。
- 3 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(委員会等)

第36条 本学に常任委員会その他必要な委員会等を置くことができる。

- 2 委員会に関する規程は、学長が別に定める。

第10章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生等)

- 第37条 本学の開設授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 本学において、特別事項についての研究を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。
- 3 科目等履修生及び研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

- 第38条 学生として表彰に値する行為があった者については、学長は、これを表彰することができる。
- 2 学長は、前項の表彰を行ったときは、次の教授会に報告しなければならない。

(懲戒)

- 第39条 本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学長が行う戒告、停学及び退学の懲戒処分は、別に定める懲戒の基準(平成22年基準第10号)及び懲戒手続(平成27年規程第109号)により行うものとする。

第12章 附属施設

(厚生補導施設)

- 第40条 本学に、厚生補導施設としてキャリア支援室、保健室、食堂等を置く。
- 2 厚生補導施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 専攻科

(専攻科における教育研究上の目的)

- 第41条 専攻科の人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専攻科	女性の生涯を通じた健康及び助産に関する高度な専門知識と実践力を有し、地域社会の母子保健の発展に貢献できる豊かな人間性と創造性・独自性の高い助産師の
-----	---

	<p>育成を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性及び家族のライフイベントである妊娠・分娩・育児を安全かつ自然の営みとして支援するための高度な知識と技術を身に付ける。 2 母性看護の対象である全ての年代の女性の健康を支援する能力を身に付ける。 3 一人の人間としての豊かな人間性と倫理観に裏付けられた感性を身に付ける。 4 開業権を有する助産師として、将来地域で活躍するために必要とされる、確かな精神・技術・経験とグローバルな視点を身に付ける。
--	---

(課程及び学生定員)

第42条 本学において設置する専攻科及びその学生定員は、次のとおりとする。

専攻科名	入学定員	収容定員
助産学専攻科	5人	5人

(修業年限及び在学期間)

第43条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 学生の専攻科における在学期間は、2年を超えることができない。

(入学資格)

第44条 専攻科に入学することのできる者は、看護師免許を有する女性又は看護師国家試験に合格し、免許申請を行っている女性で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の学校の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上あること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定め

る日以降に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部科学省告示第5号)

(授業科目及び単位数)

第45条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の審議を経て臨時に授業科目を開設することができる。

(修了の要件)

第46条 専攻科を修了するためには、専攻科に1年以上在学し、別表第2に定めるところにより、31単位以上を修得しなければならない。

(修了の認定)

第47条 前条の規定による要件を備えた者には、学長は、教授会の審議を経て修了を認定し、修了証書を授与する。

(資格等の種類)

第48条 専攻科において取得することができる資格及び免許状等の種類は、次のとおりとする。

助産師国家試験受験資格

(規定の準用)

第49条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第1章(ただし、第1条の2を除く)、第3章、第4章(ただし第9条、第14条、第15条及び第17条第3項ただし書を除く)、第5章(ただし第21条、第26条から第28条を除く)、第7章から第9章及び第11章、第12章、第14章の規定を準用する。この場合において、第17条第5項中「4年」とあるのは「1年」、第17条第5項中「第4条」とあるのは「第43条」、第20条第1号中「第4条第2項」とあるのは「第43条第1項」、第22条第2項中「卒業研究」とあるのは「助産学研究」、第23条中「第21条」とあるのは「第45条」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(委任)

第50条 この学則に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第1号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条の別表、第29条及び第31条の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年1月1日規則第1号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月1日規則第1号)

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第21条、第29条関係)

健康科学部看護学科

授業科目			単位数		卒業要件
			必修	選択	
基礎分野	人間と文化	基礎ゼミナール	1		必修科目14単位+選択科目6単位以上
		哲学		2	
		文学		2	
		音楽		2	
		美術		2	
	人間と社会	日本国憲法	2		
		社会学		2	
		心理学概論		2	
		教育学		2	
	自然と情報	自然科学Ⅰ	2		
		自然科学Ⅱ	2		
		情報処理	1		
	人間と言	国語表現法		2	

	語	英語 I		1			
		英語 II		1			
		英会話 I		1			
		英会話 II		1			
		国際交流活動			1		
		英語論文講読入門			1		
	スポーツ	実技	スポーツ 実習A	1			
			スポーツ 実習B	1			
計			14	18	20		
専門基礎 分野	人間と社 会と医療	医療概論		1		必修科目31単位＋選択必修科目1単 位＋選択科目1単位以上 ◎保健師教育課程選択者 必修科目31単位＋選択必修科目1単 位＋保健師教育課程選択者必修科目 1単位	
		生命倫理		2			
		保健医療統計学 I (基 礎)		1			
		保健医療統計学 II (応 用)		1			
		社会福祉			1		
		保健医療福祉法制		1			
		保健医療福祉行政論		2			
		人間関係論			1		
		カウンセリング			1		
		国際保健論		1			
		ボランティア論			1		
		地域ボランティア活動			1		
	生命のし くみ	人体構造学		2			
		人体機能学		2			
		生命活動と代謝		1			
		微生物学		2			
		基礎病理学 I (総論)		1			
		基礎病理学 II (各論)		1			
		薬と健康		1			
医療情報		1					

	健康障害 と医療	病態治療学A(腎・泌尿器・内分泌・代謝)	1		
		病態治療学B(脳・神経・運動器・放射線医学)	1		
		病態治療学C(呼吸器・血液・循環器)	1		
		病態治療学D(外科各論・消化器)	1		
		女性の健康と疾患	1		
		小児の健康と疾患	1		
		心の健康と疾患	1		
		薬と疾病	1		
		臨床栄養学	1		
		疫学	2		
		◎疫学調査・疫学演習		1	
		地域リハビリテーション論		1	
		運動指導論		1	
		計	31	8	
保健師教育課程選択者 計	32	7	33		
専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論	2		必修科目68単位＋選択科目4単位以上 ◎保健師教育課程選択者 必修科目68単位＋選択科目2単位以上＋保健師教育課程選択者必修科目16単位
		健康生活援助技術論	2		
		療養生活援助技術論	2		
		健康障害援助技術論	2		
		看護過程論	2		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	2		
	臨床看護学	成人看護学概論	2		
		成人看護学援助論A(慢性期)	2		
		成人看護学援助論B(急性期)	2		
		成人看護学援助論C(がん看護)	1		
成人看護学実習A(慢性)	4				

		期)		
		成人看護学実習B(急性期)	4	
		老年看護学概論	2	
		老年看護学援助論	2	
		老年看護学実習	2	
		生活支援看護学実習	2	
		在宅看護論	2	
		在宅看護学援助論	2	
		在宅看護学実習	2	
		精神看護学概論	2	
		精神看護学援助論	2	
		精神看護学実習	2	
		母性看護学概論	2	
		母性看護学援助論	2	
		母性看護学実習	2	
		小児看護学概論	2	
		小児看護学援助論	2	
		小児看護学実習	2	
	看護の探 求と発展	看護管理	1	
		医療安全	1	
		救命救急医療論	2	
		地域医療論		1
		看護生涯教育論		1
		臨床コミュニケーション論		1
		継続看護論		1
		臨床援助技術演習		1
		インターンシップ実習		1
		卒業研究Ⅰ(基礎編)	2	
		卒業研究Ⅱ(実践編)	2	
		公衆衛生 看護学	◎公衆衛生看護学概論	
	◎公衆衛生看護管理論			1
	◎地域ケアシステム論			1
	◎公衆衛生看護活動展			1

		開論			
		◎健康教育論		1	
		◎地域保健指導論Ⅰ(基礎)		2	
		◎地域保健指導論Ⅱ(応用)		1	
		◎産業保健		1	
		◎学校保健		1	
		◎公衆衛生看護学実習Ⅰ(基礎)		1	
		◎公衆衛生看護学実習Ⅱ(応用)		4	
	計		68	22	72
	保健師教育課程選択者 計		84	6	86
	合計		113	48	125
	保健師教育課程選択者 合計		130	31	139

*は2年次後期に開講。保健師教育課程選択者の必修科目とし、保健師教育課程を選択しないものも選択することができる。

◎は保健師教育課程選択者の必修科目

別表第2(第45条、第46条関係)

助産学専攻科

授業科目		単位数		修了要件
		必修	選択	
基礎助産学科目	助産学概論	1		必修科目7単位
	性と生殖の形態機能	1		
	ウィメンズヘルス	1		
	生殖医療と生命倫理	1		
	周産期医学	1		
	新生児・乳幼児学	1		
	家族と社会	1		
	計	7		
助産学実践科目	助産診断・技術学Ⅰ	1		必修科目23単位
	助産診断・技術学Ⅱ	2		
	助産診断・技術学Ⅲ	1		

	助産診断・技術学Ⅳ	1		
	地域母子保健	1		
	健康教育	1		
	助産管理	2		
	周産期ハイリスクケア論	1		
	助産学実習Ⅰ	2		
	助産学実習Ⅱ	8		
	助産学実習Ⅲ	1		
	助産学実習Ⅳ	1		
	助産学研究	1		
	計	23		
助産学関連科目	親子関係発達論		1	選択科目1単位以上
	統合ヘルスケア		1	
	計		2	
計		30	2	31